

「認知行動療法師」資格認定規程

第1条 一般社団法人日本認知・行動療法学会（以下、本学会という）は、学会として社会的要請に応え、認知行動療法を理解し、認知行動療法を専門的に実施できる実力を担保することを目的に「認知行動療法師」の資格制度を設ける。

第2条 「認知行動療法師」資格認定規程は、本規程の定めるところによる。

第3条 資格審査は、認知行動療法師として必要な基礎知識、技能等について行う。

第4条 資格認定を申請する者は、次の全項目に該当しなければならない。

- 1 メンタルヘルス支援の専門資格を持つ者。
- 2 本学会が定める認知行動療法トレーニングガイドライン基本項目のうち、認知行動療法の基礎に関する5科目と各論のうちから1科目の領域を次のイからニまでのいずれかにより履修していることが証明された者。
 - イ 本学会が主催する研修会、ワークショップ等
 - ロ 他団体が行った研修会、ワークショップ等のうち本学会が認定した科目
 - ハ 教育機関において行われた講義、演習、スーパービジョン等のうち本学会が認定した科目
- 3 臨床研究等から認知行動療法に効果が認められる問題に対して、準拠すべき適切な基準に従って完了された認知行動療法の実践事例（認知行動療法を最後まで終えられた事例）が2例以上ある者。なお、集団認知行動療法の実践経験も含まれるが、その場合は全プログラムを通して自身がファシリテータを行ったものであること。
- 4 1 ケースについてアウトカムデータに基づいたスーパービジョンを継続的に受けた経験があり、その内容をケースレポートで報告できる者。

第5条 資格認定を申請しようとするものは、所定の申請書、証明書等にケースレポートおよび審査料を添えて認知行動療法師資格制度運営委員会宛に申請する。ケースレポートの内容は、主要症状尺度を含めたプロセスログに基づき、認定されたスーパーバイザーによる指導を継続的に受けた1例の事例とする。

第6条 資格審査は書類審査、レポート審査および面接試験により行う。

第7条 申請料と資格登録料は細則にて定めることとする。ただし、申請者がすでに行動療法士資格を有している場合は、資格登録料は必要としないものとする。

第8条 認定を受けた者は、本学会の認知行動療法師名簿に登録される。登録された者には認定証を交付する。認定証には期限があり、別に定める手続きを経て更新することができる。

第9条 本規程の改定は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

1 本規程は、2020年1月12日より施行する。

附 則

1 本規程の変更は、2022年8月7日より施行する。

「認知行動療法師」資格認定規程細則

第1条 一般社団法人日本認知・行動療法学会（以下、「本学会」という。）「認知行動療法師」資格認定規程（以下、「規程」という）に基づき、本細則を定める。

第2条 規程第4条第1号について

メンタルヘルス支援の専門資格については、国家資格かそれに準ずる資格として公的に認められた資格を対象として認める。以下にその具体例を挙げる。医師、看護師、公認心理師、作業療法士、社会福祉士、精神保健福祉士、行動療法士、臨床心理士、産業カウンセラー、など。

（注）海外の資格なども含め様々な資格が認められることから、申請者から履修内容などを確認した上で認知行動療法師資格制度運営委員会にて協議を行い、受験資格を持つ者として認定することがあり得る。

第3条 規程第4条第2号について

本学会が定めた認知行動療法トレーニングガイドライン基本項目(Web ページ：<http://jabt.umin.ne.jp/qualification/>)のとおりとする。

第4条 規程第4条第3号について

- 1 準拠すべき適切な基準については、保険診療に収載されている認知行動療法プログラム、国内外の各種ガイドラインにて推奨されているプログラムなどを要件とする。ただし、認知行動療法のエビデンスは日々蓄積していることから、資格申請者が適切な文献研究に基づき自身の実践が適切な基準に準じていることが証明される場合には、上記要件に満たないものでも基準として認められることがある。
- 2 終結とは、クライアントと同意して設定したアウトカム指標に基づいて症状や問題が軽減していることが確認でき、かつ終結について同意が得られたものとする。

第5条 規程第4条第4号について

本学会が認定する認知行動療法スーパーバイザーによるスーパービジョンを完遂したケースでなければならない。

第6条 資格認定の有効期限は5年とし、更新ができる。

第7条 規程第7条に定める審査料は30,000円、資格登録料は20,000円とする。

第8条 資格認定を更新する者は、所定の申請書、証明書等を添えて、認知行動療法師資格制度運営委員会宛に申請する。

1 認知行動療法師資格制度運営委員会における更新の審査は、原則的には書類審査により実施され、理事会の議を経て決定される。

2 更新申請者は更新希望日から起算して過去5年間において、以下のイおよび、ニ・ホ・へのうち1領域以上を含む15以上の単位(別表参照)を取得していることを原則とする。

イ 本学会の主催する認知行動療法師取得者向けの研修会(2時間)

ロ 本学会の主催する研修会

ハ 連携学会の主催する認知行動療法についての研修会

ニ 認知行動療法についての学会発表、研究論文等の業績

学会発表、研究論文等の業績については別表に基づいて委員会が単位を認定する。また、連名発表については、筆頭著者、第二著者、責任著者

(corresponding author)、最終著者(last author)に該当する者のみを認める。

ホ 本学会が設置するデータベースへの症例登録

ヘ 学会認定認知行動療法スーパーバイザーから受けるスーパービジョン経験

3 海外留学、病気などやむをえない事情がある場合は、更新申請者の願い出により、更新を1年間猶予することができる。その場合、猶予された年数あたり3,000円を、次回更新時の登録料に加算する。

4 「認知行動療法師」資格を持つ者のうち、本学会に対して著しい功があったと認められた者に関しては、理事会の議を経て更新手続きを省くことができる。

第9条 更新時の資格登録料は、20,000円とする。

第10条 本細則の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

1 本細則は、2020年1月12日より施行する。

附 則

1 本細則の変更は、2022年5月29日より施行する。

附 則

1 本細則の変更は、2022年8月7日より施行する。

附 則

1 本細則の変更は、2022年9月23日より施行する。

(別表)

領域	内 容	単 位
イ	認知行動療法師取得者向けの研修会	受講1回=1単位 講師1回=2単位
	認知行動療法スーパーバイザー研修会	
	認知行動療法スーパーバイザー連絡会議	
ロ	本学会大会における研修会・ワークショップ	受講3時間あたり1単位 講師3時間あたり2単位
	認知行動療法セミナー	
	その他、本学会主催の研修会・ワークショップ	
	認知行動療法コロキウム	参加1日=1単位
ハ	認知行動療法に関する研修会・ワークショップ	受講3時間あたり1単位 講師3時間あたり2単位
ニ	本学会での研究発表/シンポジウム（話題提供・指定討論）*1	発表1回=1単位
	他学会での認知行動療法に関する研究発表/シンポジウム（話題提供・指定討論）*1	発表1回=0.5単位
	認知行動療法コロキウムでの事例発表/コメンテーターと認知行動療法研究コロキウム報告への掲載	1セット=2単位
	認知行動療法に関する学術論文*1	認知行動療法研究1報=2単位 他雑誌1報=1単位
ホ	本学会が設置するデータベースへの症例登録	1症例=1単位
へ	認知行動療法スーパーバイザーから受けるスーパービジョン経験	10回=1単位

*1 連名発表については、筆頭著者、第二著者、責任著者(corresponding author)、最終著者(last author)に該当する者のみを認める。